

事 務 連 絡
令和2年（2020年）2月25日

（一社）北海道農業建設協会会長
（一社）北海道農業土木測量設計協会会長

様
北海道農政部農村振興局事業調整課
主幹（設計施工）

令和2年3月1日以降に契約を締結する工事及び委託業務の労務単価等の
適用について（通知）

農政部所管発注工事等においては、積算基準日によって適用する単価を決定しているところですが、国においては、令和2年工事設計労務単価、令和2年施設機械工事等労務単価及び令和2年度設計業務委託等技術者単価（以下、新労務単価等という。）を令和2年3月1日以降に契約を締結する工事等に適用することが決定されました。

また、これらの工事等のうち、令和元年度工事設計労務単価、令和元年施設機械工事等労務単価及び令和元年度設計業務委託等技術者単価（以下、旧労務単価等という。）を適用して予定価格を積算している場合に新労務単価等に置き換える特例措置の取扱いを決定したところであり、農政部においてもこの特例措置を適用することとしました。

つきましては、次のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

記

1. 入札日が3月の場合及び令和元年度第10回改定以前の営繕単価を適用した積算の営繕工事については、旧労務単価等を適用すること。
2. 入札日が4月以降（令和元年度第10回改定以前の営繕単価を適用した積算の営繕工事を除く）の場合は、新労務単価等を適用すること。
3. 旧労務単価等を適用する工事及び委託業務については、契約締結後に請負代金額等の変更が請求できることを別添のとおり特記仕様書に明示すること。また、公告中及び指名通知済み等の案件についても特記仕様書を追加し、入札参加資格審査申請者等に周知をお願いします。
4. 新労務単価等を適用する工事及び委託業務については、別添の特記仕様書を添付しないこと。

設計施工グループ
主査（技術調査）
011-231-4111（内線 27-183）